

「上牧町まちづくり基本条例」改正内容

【改正箇所】

(1) 第2章 町民の権利と義務

改正 内容	・表題の「義務」を「責務」に改正
改正 理由	条文全体を通して「責務」という表現が使われていることから、全体との整合を図るために「義務」を「責務」に改正しました。

(2) 第2条（定義）、第6条（未成年のまちづくり参画の権利）

改正 内容	・第2条に「(7) こども」の定義を追加 ・第6条の「未成年」及び「未成年の町民」を「こども」に改正
改正 理由	こども基本法の施行を受けて、当該条例における「未成年」という表現を「こども」に改正しました。

(3) 第14条（町職員の責務）

改正 内容	・町職員に関して、条例の趣旨を理解し、地域の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努める旨の条文を追加
改正 理由	今後、厳しい財政状況の中で行政運営を行っていくためには、町職員の行動力やマンパワーが重要になってくると考えられることから、町職員のまちづくりへの関わり方に関する条文を追加しました。